

関市公平委員会会議録

- ◆日時 平成29年8月9日(水) 午前10時00分～10時25分
◆場所 関市役所5階 5-1会議室
◆出席委員 委員 福田尚雄
委員 片桐多恵子
委員 掛布真代
◆事務局 総務部長 下村 等
総務管財課長 相宮 定
総務管財課課長補佐 松田 典人
総務管財課主査 三輪 有紀

◆会議録

事務局 平成29年度第1回公平委員会を始めさせていただきます。
はじめに総務部長からご挨拶を申し上げます。

総務部長 (部長挨拶)

事務局 それでは、昨年の公平委員会で協議し今年の4月からは福田委員が委員長に就任することになっておりますので、福田委員長さんにこの後の進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長 委員長の指名をいただきましたので、今日の会議の委員長を務めさせていただきます。

それでは次第に基づきまして今日の委員会の会議を進めますのでよろしく願いいたします。お手元の資料に基づきまして、第1号の関市職員労働組合の職員団体の登録の変更につきまして議題として、事務局からの説明をお願いします。

事務局 平成29年8月1日付で関市職員労働組合から職員団体登録事項変更届が提出され、同日受理をいたしました。資料は1ページから6ページをご覧ください。

これは、関市職員団体の登録に関する条例第4条第1項から第3項までの規定により、登録事項変更届が提出されたことによるものです。

公平委員会は、この変更届を受理してから、30日以内に登録した旨又は登録しない旨を職員団体に通知することになっています。

今回の登録事項の変更につきましては、本年6月1日及び2日に関市職員労働組合事務所において、役員改選の選挙が執行され、別紙の変更届のと通りの結果となり、当職員労働組合の承認を得たものであります。

また、本年7月19日に開催された当労働組合の定期大会において、選挙の記入方法の規約改正と、組合費を引き上げる内容の規約改正が提案され、組合員の承認を得たものであります。

なお、役員改選選挙は、別紙の証明書のとおり適正に行われております。

以上、ご報告させていただきます。

委員長 ありがとうございます。いま、説明をいただきました議案につきまして、ご質疑を賜りたいと思います。ご異議はございませんか。

委員 異議なしです。

委員 はい、結構です。

委員長

よろしいでしょうか。異議なしというお声をいただきましたので、ただ今の関市職員労働組合の登録事項の変更については原案通り可決、確定をさせていただきます。

続きまして、二つ目の議案でございますが、関市職員の不利益処分の審査に関する規則の一部改正につきまして、議題として事務局からの説明をお願いします。

事務局

では、説明させていただきます。資料7ページから9ページをご覧ください。この、関市職員の不利益処分の審査に関する規則の一部改正につきましては、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い地方公務員法が一部改正されたことによるものです。

改正点の一つ目は、関市職員の不利益処分の審査に関する規則第2条第2号中の「又は異議申立て」を削除するものです。これは不服申立ての手続きから「異議申立て」を廃止し、審査請求に一元化するための改正です。

二つ目は、別記様式第4号の備考を「処分に不服のある者は、地方公務員法第29条の2及び第49条の3の規定により、本処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に関市公平委員会に審査請求をすることができます。なお本処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、本処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。」に改めるものです。これは、審査請求することができる期間をこれまでの60日から3か月に延長するもので、救済手段の拡充を図るための改正です。

この2点について改正をしてよろしいかご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

2号議案につきましては、ご異議、ご質疑はございませんか。

委員

ありません。

委員

はい、結構です。

委員長

ありがとうございます。2号議案、関市職員の不利益処分の審査に関する規則の一部改正につきましても原案通り可決、確定をさせていただきます。以上をもちまして、今日の公平委員会の議事につきましては、2議案とも原案通り可決をさせていただきますので、終了とさせていただきます。

上記の会議録は、事実と相違ないことを証する。

平成29年8月9日

会議録署名者

委員長 福田 尚雄

委員 片桐 多恵子

委員 掛布 真代